

大阪市告示第1173号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年8月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
靱テニスセンター	令和6年9月2日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和6年9月9日（月）	
	令和6年9月17日（火）	
	令和6年9月24日（火）	
	令和6年9月30日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
靱テニスセンター	令和6年9月16日（月）	午前8時から 午後9時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）